

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	こども家庭センター母子保健担当室

契約業者名・住所	医療法人 慈繁会 付属トータルヘルスクリニック・福島県郡山市字山崎 171 ほか
工事等の名称	令和 8 年度 妊婦・乳児一般健康診査及び新生児聴覚スクリーニング検査事業委託（千葉県医師会未加入の医療機関等）
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	健康診査、検査業務委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
契約金額	妊婦健康診査：109,000 円（14 回分の単価合計） 新生児聴覚スクリーニング検査：3,000 円（1 件あたりの単価） 乳児健康診査：6,638 円（1 件あたりの単価）
工事等の概要	千葉県外の医療機関で、妊婦健康診査・新生児聴覚検査・乳児健康診査を受診できるように体制を整える。

随意契約の理由	妊婦健康診査は、妊娠届出のあった妊婦を対象に、妊娠中の心身の異常を早期に発見することにより、母性の健康の保持増進を図ることを目的として実施するものです。乳児健康診査は、3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児を対象に、乳児期の心身の異常を早期に発見することで、乳児の健康の保持増進を図ることを目的として実施するものです。聴覚スクリーニング検査は、市内に住民票がある生後50日以内の児、または市内に住民票がある妊婦が出産した生後50日以内の児を対象に、新生児の聴覚障害の早期発見及び早期支援を図ることを目的として実施するものです。 上記の健康診査の実施にあたり、即時に対応できる専門知識を有する医療機関等と契約をすることにより、本事業の目的達成のために必要な支援を行うことができます。 また、業者選定にあたっては、松戸市に住民登録のある妊婦から健康診査の受診希望があった千葉県医師会未加入の医療機関等であり、かつ市と契約可能な医療機関等を事業者として選定するものです。 なお、当契約の相手方は、委託金額を千葉県市長会及び千葉県町村会の決定した統一価格とすること、および、委託料の支払方法を公益財団法人ちば県民保健予防財団から支払われることに同意した医療機関等であることから、財務規則第138条第2項の規定により見積徴取を省略しております。
----------------	---